

【民法】

出題趣旨

本年度の民法論文試験問題も、昨年度同様、法科大学院既習者として入学を認めるに相応しい能力を有する者であるか否かを判定することを基本的な目的としたものである。

第1問がタール事件(最高裁昭和30年10月18日判決)を素材としたものであることは、容易に気づいたことと思われる。それゆえ、何が論点かということにも容易に気づいたことと思われる。もっとも、「本問では種類債権の特定が問題になる」というように、いきなり論点に飛びつくのではなく、当事者間にはどのような契約が成立し、それによってどのような債権・債務関係が生じており、それが問題文に示された出来事によってどのような影響を受けるのかといった、流れの中で論点を示すことができているか否かを重視した。もとより、制限種類債権の可能性についても言及してもらいたい。

タール事件では債務不履行の成否のみが問題とされたが、第1問(2)は、危険負担の問題と考えた場合の処理を問う問題である。いうまでもないが、どのような結論かは問題ではなく、さまざまな議論の仕方の可能性を示しつつ、自らの立場を貫いていることが重要である。「口頭の提供」や「受領遅滞」などに触れてもらうことが期待された。

第2問(1)は、遺産分割と登記についての標準的な問題である。通常の教科書事例よりはやや現実の事例に近いものにしてみた。日頃からリアリティのある学習をしているかをみるためである。

第2問(2)は、難問であった。もとより、単に最高裁平成14年6月10日判決についての知識を問うたわけではない。相続させる趣旨の遺言の性質決定を踏まえ、この遺言による物権変動が177条の物権の得喪変更に含まれるのか、そうだとすると、AはCの登記が欠けていることを主張しうる第三者に含まれるのかなどについて、きちんと論じることができたか否かを試した。さらに、遺留分減殺請求権の代位行使といった問題にもなりうることを指摘した答案是、高く評価した。